

施設名：やすらぎホーム常楽

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

| 指針項目   | 該当に○                | 備考           |
|--|---------------------|--------------|
| <b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>   |                     |              |
| 1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。                                       | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実にものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。             | ○<br>適合 . 不適合 . 非該当 |              |
| <b>緊急時の安全確保のための項目</b>  |                     |              |
| 3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。                       | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。   | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。                                 | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。                        | ○<br>適合 . 不適合 . 非該当 | 令和6年10月に実施予定 |
| 7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクレー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。                            | ○<br>適合 . 不適合       | 令和6年9月に実施予定  |
| <b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>   |                     |              |
| 8 各居室は界壁により区分されているか。   | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。          | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。                                   | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。  | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| 12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。                                  | ○<br>適合 . 不適合       |              |
| <b>入居者の財産を保全するための項目</b>  |                     |              |
| 13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。   | ○<br>適合 . 不適合 . 非該当 | 保全先：         |
| 14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)                                 | ○<br>適合 . 不適合 . 非該当 | 初期償却率： %     |
| 15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。 | ○<br>適合 . 不適合 . 非該当 |              |

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。  
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。